

障害者に対する「基礎的な生活支援」と「社会参加活動の促進」を効果的に行うための  
障害者を支援する事業の再編について

—広島市障害者計画[2013-2017]重点事項<障害者が生活の拠点において自立し、活動の範囲を広げていくための取組の実施>関係—

- 広島市が行う障害者を支援する事業等を対象に、
  - ・ 実施主体（行政が実施することが適切な事業・取組／障害者団体等が実施することが適切な事業・取組）
  - ・ 実施形態の一律性（全市的に一律に実施すべき事業・取組／地域特性や障害種別・障害程度に応じて実施すべき事業・取組）
 の観点から整理を行う。  
 その上で、障害者に対する「基礎的な生活支援」と「社会参加活動の促進」が効果的に行われるよう、障害者を支援する事業の再編を着実に進める。

【障害者を支援する事業等の整理のイメージ】

	全市的に一律に実施すべき事業等	地域特性や障害種別・障害程度に応じて実施すべき事業等
行政の実施が適切な事業等	法令や法令に基づく基準に基づき実施する事業 ／市が独自で行う助成事業等 （障害程度区分認定・支給決定事務、特別障害者手当などの各種手当支給事務、障害者公共交通機関利用助成など）	障害種別等に応じて実施する事業であって、障害者団体・事業者等への委託等により実施するもの等 （重度身体障害者あんしん電話設置事業、視覚障害者歩行訓練事業、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業、障害者の健康づくり事業など）
障害者団体等の実施が適切な事業等	障害種別等にかかわらず全市的に一律に実施する事業であって、障害者団体・事業者等のノウハウを生かした実施が適切なもの等 （相談支援、障害者向け情報提供HPの運営など）	障害者団体等が企画し、市の補助等を受けて実施する事業等 （障害者団体等が主催する各種地域交流会・スポーツ大会への補助など）